

水道水における水質基準の超過について

令和4年1月27日（木）20時30分、小雀浄水場から送水される高塚配水池（泉区）で19時30分に採水した水道水において「塩素酸」が国の定めた水質基準値（0.6mg/L）を超える濃度（0.79mg/L）で検出されました。この濃度は、小児が1か月間飲み続けても健康に影響がないとされる濃度（*亜急性参照値：3mg/L）を下回っており、飲用頂いても健康に影響はありません。塩素酸の濃度は今後下がっていくと考えていますが、ご心配な方は念のため飲用をお控えください。

なお、明朝6時30分より給水車を配置します。給水車の配置場所についてはホームページをご参照ください。

URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/suido-gesui/suido/suishitsu/0127.html>

*亜急性参照値とは、厚生労働省が平成28年に「水質基準逐次改正検討会」で示した数値で、小児（体重10kg）が水道水を1か月間毎日1L摂取し続けても健康に影響がないとしています。

1 事故の概要

小雀浄水場において、消毒剤である次亜塩素酸ナトリウムを薬品タンクから注入地点まで移送する配管の修理のため、作業用通路内に溜まっていた雨水を汲み上げ、場内の排水処理施設を経由して河川に放流しました（別途記者発表）が、一部を安全な濃度に希釈して利用する前提で浄水場原水に返送し、再利用しました。この水に次亜塩素酸ナトリウムの副生成物である塩素酸が含まれていたものです。

(1) 水質基準を超過した項目

塩素酸 水質基準値0.6mg/Lに対し、0.79mg/L（19時30分採水）を検出

(2) 影響を受ける区域

高塚配水池低区系（影響戸数：最大約36,000戸）

【戸塚区】 矢部町、鳥が丘、平戸町、品濃町、川上町、前田町、秋葉町、名瀬町、
上矢部町、上柏尾町

【瀬谷区】 阿久和南一丁目、阿久和南三丁目

【泉区】 領家一丁目、領家三丁目、新橋町、緑園二丁目、緑園五丁目、岡津町、弥生台、
西が丘一丁目、西が丘二丁目、桂坂

(3) 影響が生じた可能性のある時間帯

本日17時頃以降

2 今後の対応

現在、水の入替作業を行っており、水質基準を超過した状態は改善に向かっていきます。塩素酸の測定は現在も30分単位で継続的に行っておりますので、順次公表してまいります。

お問合せ先		
水道局浄水課長	羽布津 慎一	Tel 045-671-3423